

# 議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

下水道課 業務係

## 議案名

議案第82号 桐生市下水道使用料審議会条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

下水道事業に公営企業会計を適用している団体については、使用料改定の必要性に関する検証を定期的に行うよう国から要請されております。検証を行う審議会を迅速に開催できるよう、審議会の委員数について、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

審議会委員の人数は、現行では「14人」と規定されておりますが、委員の選任について迅速性及び柔軟性を持たせるため、「14人以内」に改めようとするものです。

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

下水道事業において国からの交付金は主要財源であります。公営企業会計導入済みの団体にあつては、この交付金の交付要件として、「定期的に下水道使用料についての検証を行い、有識者の意見を聴いて策定された経費回収率向上に向けたロードマップを国に提出すること」が求められております。

審議会開催のための人選を迅速にすることで、下水道使用料についての検証及び意見聴取が適時に行われることとなるため、審議会開催に必要な委員数の規定を見直すものです。